

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第1部門第1区分  
 【発行日】平成30年9月6日(2018.9.6)

【公開番号】特開2017-46687(P2017-46687A)  
 【公開日】平成29年3月9日(2017.3.9)  
 【年通号数】公開・登録公報2017-010  
 【出願番号】特願2016-164169(P2016-164169)  
 【国際特許分類】

A 0 1 G 18/20 (2018.01)

C 1 2 N 1/14 (2006.01)

【F I】

A 0 1 G 1/04 A

C 1 2 N 1/14 H

C 1 2 N 1/14 G

【手続補正書】

【提出日】平成30年7月26日(2018.7.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

米糠の水懸濁液を破砕攪拌して得られた米糠破砕抽出物を含有することを特徴とする、茸栽培用培養液。

【請求項2】

前記米糠破砕抽出物が、米糠の水懸濁液を破砕攪拌して得られた抽出液、その濃縮物、その希釈物、又はその乾燥粉末である、請求項1に記載の茸栽培用培養液。

【請求項3】

前記米糠破砕抽出物が、水100質量部に対して米糠を20質量部以上含む水懸濁液を破砕攪拌して得られたものである、請求項1又は2に記載の茸栽培用培養液。

【請求項4】

茸が、エノキタケ、ヒラタケ、タモギタケ、ブナシメジ、エリンギ、ヤナギマツタケ及びシイタケからなる群より選択される少なくとも一種である、請求項1～3のいずれかに記載の茸栽培用培養液。

【請求項5】

請求項1～4のいずれかに記載の茸栽培用培養液と、培養基材とを含む茸栽培用培地。

【請求項6】

前記培養基材は、再利用可能な線状繊維基材又はシート状繊維基材である、請求項5に記載の茸栽培用培地。

【請求項7】

請求項1～4のいずれかに記載の茸栽培用培養液と、培養基材とを含む栽培用培地を用いて、茸を菌床栽培することを特徴とする、茸の栽培方法。

【請求項8】

前記培養基材が、再利用可能な線状繊維基材又はシート状繊維基材である、請求項7に記載の茸の栽培方法。

【請求項9】

茸が、エノキタケ、ヒラタケ、タモギタケ、ブナシメジ、エリンギ、ヤナギマツタケ及

びシイタケからなる群より選択される少なくとも一種である、請求項7又は8に記載の茸の栽培方法。

【請求項10】

茸の栽培後に栽培用培地から繊維基材を回収し、前記繊維基材を培養基材として再利用して茸の栽培を繰り返し行う、請求項7～9のいずれかに記載の茸の栽培方法。

【請求項11】

米糠の水懸濁液を破碎攪拌する工程、及び、固形分を除去して米糠破碎抽出物を得る工程を含むことを特徴とする茸栽培用培養液の製造方法。

【請求項12】

前記米糠の水懸濁液が、水100質量部に対して米糠を20質量部以上含む、請求項11に記載の茸栽培用培養液の製造方法。

【請求項13】

前記破碎攪拌が0～40で行われる、請求項11又は12に記載の茸栽培用培養液の製造方法。